

市第60号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年9月8日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第47条第5項中「供する防火対象物」の次に「（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）」を加える。

第51条第1項第3号中「別表第1(16)項ロ」を「別表第1(16)項」に改め、「防火対象物」の次に「（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。次号において同じ。）」を加え、「同表(5)項」を「同表(5)項ロ」に改め、同項第4号中「別表第1(16)項ロ」を「別表第1(16)項」に改め、同条第2項中「第3項」の次に「並びに省令第23条（第4項第1号へを除く。）」、第24条及び第24条の2」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、省令第24条第5号ロ及びハ並びに第5号の2ロ(イ)及び(ロ)中「部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「部分」と、同条第5号ニ及び第8号の2イ中「階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「階」と読み替えるものとする。

第68条の2第1号中「及び(16)項イに掲げる防火対象物」の次に「

（小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下この号において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

消防法施行規則等の一部改正に伴い、屋内消火栓設備等に関する基準の整備を図るため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（屋内消火栓^{せん}設備に関する基準）

第47条 （第1項から第4項まで省略）

- 5 第1項又は令第11条第1項若しくは第2項の規定により設ける屋内消火栓設備（令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ及び(16の2)項の用途に供する防火対象物~~（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）~~）に設けるものを除く。）

のうち、次に掲げる防火対象物に設けるものの非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備としなければならない。

（第1号及び第2号省略）

（自動火災報知設備に関する基準）

第51条 次の各号に掲げる防火対象物またはその部分には、自動火災報知設備を設けなければならない。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 令 別表第1(16)項 に掲げる防火対象物 （同表(16)項イに掲げる別表第1(16)項ロ 防火対象物にあっては、小規模特定用途複合防火対象物に限る。次号において同じ。）（主要構造部を耐火構造としたもの又は建築基準法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当するものを除く。）のうち、2階以上の階を 同表(5)項ロ に掲げる用途に供するもので、延べ面積が300平方メートル以上のもの
- (4) 令 別表第1(16)項 に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平

方メートル以上のもの

- 2 前項の規定により設ける自動火災報知設備は、令第21条第2項及び第3項並びに省令第23条（第4項第1号へを除く。）、第24条及び第24条の2の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。この場合において、省令第24条第5号ロ及びハ並びに第5号の2ロ(イ)及び(ロ)中「部分（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「部分」と、同条第5号ニ及び第8号の2イ中「階（前条第4項第1号へに掲げる部分を除く。）」とあるのは「階」と読み替えるものとする。

（第3項省略）

（防災センターの設置）

第68条の2 次に掲げる防火対象物には、防災センターを設けなければならない。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(10)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。以下この号において同じ。）のうち階数（地階を除く。以下この号において同じ。）が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの又は階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの（同表(10)項イに掲げる防火対象物で、同表(5)項ロの用途に供する部分とその他の用途に供する部分が、令第8条の規定に該当する場合には、同表(5)項ロの用途に供する部分を除いた部分の階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上のもの又は階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上のもの）

(第 2 号 及 び 第 3 号 省 略)